

福祉サービス第三者評価結果報告書

【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	勢至学園保育所	
運営法人名称	社会福祉法人 伝法福祉会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	施設長 中川 恭子	
定員（利用人数）	84 名（51名）	
事業所所在地	〒554-0002 大阪府大阪市此花区伝法5-7-4	
電話番号	06 - 6465 - 7227	
FAX番号	06 - 6465 - 7227	
ホームページアドレス	https://www.ans.co.jp/n/seishi/index.html	
電子メールアドレス	asunaro@crest.ocn.ne.jp	
事業開始年月日	昭和56年4月1日	
職員・従業員数※	正規 11 名	非正規 3 名
専門職員※	保育士 8名（常勤8名） 栄養士 3名（常勤3名） 子育て支援員 2名（非常勤2名）	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室（0歳児室、1歳児室、2歳児室、3歳児室、4歳児室、5歳児室）、乳幼児用トイレ、車椅子用トイレ、乳幼児沐浴設備、調乳室、調理室、医務室、遊戯室、多目的室、事務室、大人用トイレ、更衣室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】

本園では仏教の教えや考え方を基本にして、のびのびと心身共に健やかな子どもに成長することを願う。乳幼児期的人格形成の大切な時期に情操教育を基盤とし、豊かな感性と思いやりの心を育てる。常に家庭と園と地域社会が一体となり、未来に向かって育っていく子ども達を見守り育てます。

【基本方針】

「強く、明るく、賢い子」を目標に掲げ、のびのびと心身共に健やかな子どもに成長することを願い自立を目指していきます。

【保育目標】

～強く、明るく、賢い子～
一、お友達と仲良くできる子
一、ありがとうと言える子
一、素直にはいと言える子

【施設・事業所の特徴的な取組】

1：仏教保育を基本に保育を行い、日々の保育を通じて感謝の心、思いやりの気持ち、豊かな感性を育む

2：子育て支援事業では、日本の伝統行事、仏教の行事等も取り入れて、地域に向けても知っていただく努力をしている。掲示とホームページでも周知している。

3：年に一度七夕の時期に、デイサービスの事業所や、お世話になっている（見学など訪問して交流を持っている）警察署、消防署、郵便局などに感謝の気持ちで笹飾りを作り、持参している。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社イムア
大阪府認証番号	270063
評価実施期間	令和7年9月26日 ～ 令和8年1月29日
評価決定年月日	令和8年1月29日
評価調査者（役割）	2301C006 （ 運営管理委員 ）
	2301C007 （ 運営管理委員 ）
	2301C008 （ 専門職委員 ）
	2301C009 （ 運営管理・専門職委員 ）
	（ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

社会福祉法人 伝法福祉会は、仏教の教えに基づいた保育を実践し、子どもたちの感謝の心や思いやり、豊かな感性の育成に努めている。長年にわたり地域で保育を提供してきた歴史ある法人であり、大阪市内においては、2か所の保育園を運営している。

そのうちの一つである「勢至学園保育所」は、1981年4月1日に開設された、0歳児から5歳児を対象とした保育施設である。阪神なんば線伝法駅より徒歩6分の場所に位置し、駅近くには交番が設置されており、防犯体制が整い治安も良好である。周辺はファミリー層の居住が多い閑静な住宅街であり、全体として落ち着いた住環境が形成されている。また、駅周辺には徒歩圏内に複数の公園が点在しており、日常的に自然を感じながら戸外活動を行える。近隣の消防署へも散歩で訪問するなど、地域の公共施設に触れる機会が確保されている。これらの周辺環境は、子どもたちの身体活動の充実に加え、地域社会への関心や安心感を育む上でも有益である。

施設では、健康・社会性・人間関係・表現・食育の各分野において、園児が心身ともに健やかに成長できる環境を整えている。基本的な生活習慣の習得や安全な生活の確保、戸外活動を通じた体力向上を図るとともに、決まりを守り自主性・自立心を育て、思いやりのある友達関係を形成できるよう支援している。さらに、絵本や行事・体験活動を通して表現力や感性を育み、野菜の栽培やクッキングを通して命や食の大切さを学ぶ機会を提供している。これらの取り組みにより、豊かな心と社会性を身につけ、安心してのびのび活動できる環境が整えられている。

地域との繋がりを重視した取り組みとして、地域の祭りへの参加をはじめ、高齢者施設との交流などが継続的に行われている。一連の活動を通して、地域行事への協力体制が築かれるとともに、世代を超えた交流が促進され、地域全体と良好な関係の構築が図られている。

◆特に評価の高い点

職員一人ひとりが積極的に研修に参加できるよう、研修計画の策定にも留意し、職員が希望する研修には勤務調整等により参加しやすい体制を整えている。また、研修受講後には報告書を提出し、職員間で学んだ内容や情報を共有する体制が整えられている。

施設では、毎年警察署・消防署・郵便局などを訪問し、子どもたちが地域の仕事を理解できるよう丁寧な説明を受ける機会を設けている。地域の祭りや防火・防犯教室、施設見学など多様な体験を実施し、高齢者施設では七夕飾りの寄贈や、子どもたちによる演奏を通じた世代間交流も行っている。また、職員による区民祭りのボランティア参加など、地域連携への取り組みが進められている。

食育の年間計画を作成し、栽培活動や三色食品群、内臓模型を用いた説明など、子どもが体験を通して食への関心を深められる取り組みが行われている。日々の保育の中で食の大切さを伝える工夫がなされ、子どもが自然に理解を広げていける環境づくりが進められている。

◆改善を求められる点

現時点で、中長期計画・単年度計画として必要な要素が文書化されておらず、事業計画に関する職員参画、実施状況の把握、評価、見直し、周知といった一連の仕組みが整っていない。中長期計画および単年度計画について文書化を進め、計画から実施状況の把握、評価、見直しまでが継続的に行われる体制の構築が望まれる。

「新年度に向けての確認事項」を通じて、職員間で保育に関する考え方や留意点の共有が図られていることは確認できる。一方で、当該資料は年度初めに周知される性質のものであり、日常の保育実践における標準的な実施内容や手順について、マニュアル等として体系的に整理・文書化されている状況までは、書面上から確認することが難しい。今後は、標準化に関する取組やその運用状況が、第三者にも確認可能となるよう、資料の整理や可視化の工夫が望まれる。

自己評価や各種アンケートが実施され、個々の振り返りの機会は確保されているが、その結果を学び合いや気づきに繋げる取り組みは十分とはいえない。今後は自己評価の内容を保育実践の改善や施設全体の自己評価へと結び付ける仕組みづくりが求められる。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度、当園は初めて第三者評価を受審いたしました。日々の保育を客観的な視点で見つめ直す貴重な機会を頂き、職員一同、多くの気づきと学びを得ることができました。受審にあたりご協力をいただいた保護者の皆様、ならびに評価機関の方々に深くお礼申し上げます。

評価結果では、私たちが最も大切にしている子どもたちへの保育内容について、高い評価をいただくことができました。保護者の皆様からは温かく励みになるコメントを多数お寄せいただき、大変嬉しく感じております。信頼関係こそが当園の基盤であることを再確認し、仏教の教えに基づき、私たちが地域の子どもたちの育ち、そして保護者の方々にどのような支援ができるかを常に考えていきたいと思っております。

一方で、組織運営における課題も見えてきました。設立当初より、事業計画や人材育成計画などについては、検討・実施・見直し・改善・記録をしていますが、マニュアルや計画などの一部の文書化が不十分であるとのご意見を頂きました。今後は、適切に明文化することで、組織の体制をより一層強化して参ります。同時に、これら園の取り組みが利用者の方々に詳しく情報発信ができるようにホームページの内容も刷新してまいります。

今回の学びを糧に、これまで取り組んで参りました実績を時代のニーズに合わせた運営に沿うように努力精進して参ります。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	理念および基本方針は明文化され、ホームページやしおり等で公表し周知を図っている。理念には法人としての目指す方向性や考え方が示されており、基本方針は職員の行動規範として位置づく具体的な内容となっている。 職員への周知は、年度初めの職員会議での共有に加え、各職員会議やミーティングなどの機会を通じて継続的に行われている。 保護者に対しては、入園時と新年度に重要事項説明書の配布と説明を行い、さらに毎月の通信で方針の内容を丁寧に伝えるなど、継続的な周知に努めている。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	社会福祉事業全体の動向や地域福祉計画の動向、地域における保育ニーズや現状の把握については、施設長が此花区の施設長会議や社会福祉協議会による連絡会に参加し、情報収集に努めている。 毎月の此花区役所職員の訪問による情報提供も活用し、月次試算表を踏まえ、保育コストなどの収支バランスを分析するとともに、利用者の推移や利用率、保育ニーズの状況を整理し、経営環境や課題の分析に取り組んでいる。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	法人役員会においては、経営環境や経営課題の状況を整理し、役員間での情報共有が行われている。決算報告の際には、経営課題に対する取り組みの評価が実施され、その内容は議事録を通じて全職員に周知されている。 また、月次試算表を踏まえた収支バランスの分析をもとに、保育現場では在庫管理や保育材料の計画的な利用など、コスト削減に向けた具体的な取り組みも行われている。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
(コメント)	過去には施設老朽化に伴う建て替えを実施した実績があり、現在は子ども教育の充実や地域との連携などの中長期的な構想はあるものの、これらを体系的にまとめた中長期計画は策定されていない。 月次予算書の作成は行われているものの、収支計画の策定には至っていない。経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な取り組みや、数値目標および具体的な成果を設定し、評価が可能な内容を盛り込んだ中長期計画の策定が望まれる。	

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	保育計画、人材育成、子育て支援事業などについて一定の検討や状況把握がなされている一方で、組織としての単年度計画は策定には至っていない。中長期計画の内容を反映し、数値目標や成果指標を明確にした、実行可能で評価可能な単年度計画の策定を望む。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
(コメント)	現時点で、中長期計画・単年度計画として必要な要素が文書化されておらず、事業計画に関する職員参画、実施状況の把握、評価、見直し、周知といった一連の仕組みが整っていない。中長期計画および単年度計画について文書化を進め、計画から実施状況の把握、評価、見直しまでが継続的に行われる体制の構築が望まれる。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
(コメント)	行事計画については、保護者会での説明やお知らせの配布、毎月の行事予定の掲示などにより、保護者への周知が行われている。また、保護者会では施設の経営に関わる計画についての説明は実施しているものの、事業計画が策定されていないため、その主な内容についての周知は行われていない。 事業計画の策定に加え、その内容をわかりやすくまとめた資料を作成するなど、保護者にとって理解しやすい形で周知していくことが望まれる。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
(コメント)	保育の内容や計画については、施設長が日常的に把握し、職員への助言や評価を行っている。その際の指摘や提案は、職員へのフィードバックとして共有され、保育活動の改善や計画の見直しに生かされている。 これまで、施設全体としての自己評価は実施されておらず、評価体制が十分に整っていない状況である。今後は、定められた評価基準に基づき、施設全体での自己評価を体系的に実施することが望まれる。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
(コメント)	これまで、自己評価および第三者評価の受審実績がないことから、評価結果の分析には至っていない。施設では、地域との連携を課題として掲げ、職員間でも共通理解が図られている。今後は、施設として自己評価を実施するとともに、評価を通じて明らかになった課題を分析し、職員が参画したうえで改善策や改善計画を策定することが望まれる。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	施設長の役割と責任については「運営規程」および重要事項説明書に明確に記載されており、職員会議や日常のミーティングを通じて職員に周知されている。規程は事務所に保管され、職員は必要に応じていつでも閲覧可能であることから、職員全員が施設長の職務や責任について共通の理解を持てる体制となっている。また、有事の際における施設長の役割や責任、施設長不在時の権限委任については「危機管理マニュアル」によって明確化されており、緊急時にも迅速かつ適切な対応が可能な仕組みが整えられている。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	施設長は、自治体から周知される各種法令の改正情報を把握し、法令の正しい理解に努めている。また、職員会議を通じて定期的に法令遵守の重要性を説明し、職員への周知や教育を行っている。今後は、施設長自身が法令遵守の観点での研修や勉強会に参加することに加え、運営に関する法令のみならず、環境への配慮なども含む幅広い分野の法令等を把握し、理解をさらに深める取り組みが期待される。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は、日々の保育の見回りや保育書類の確認、職員会議への参加などを継続的に行い、保育の質の現状把握および職員への指導に努めている。加えて、保育の質の把握と向上を目的として、定期的に職員アンケートを実施している。アンケート結果に応じて、必要な資料を提供したり指導を行ったりすることで、改善に繋げている。また、アンケート結果は職員会議でも共有され、職員全体での状況把握や意識の統一に努めている。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	法人本部において、人事・労務・財務等の運営に関する分析が行われており、施設長も分析に参画している。施設長は、実務的な観点から意見を述べるとともに、他者からの意見や提言を受け止め、今後の施設運営に反映させるよう努めている。職員の働きやすい環境整備のため、行事分担制の導入や日常業務における役割の説明など、具体的な取り組みも進められている。また、業務の実効性を高める観点から、勤務時間内での業務遂行を徹底し、職員への声かけを行うなど、効率的かつ計画的な業務運営に配慮している。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	福祉人材の確保については、人材紹介会社や求人媒体等を活用し、法人本部と協働して求人活動を行っている。また、施設として求職者の見学も積極的に受け入れ、人材確保に向けた取り組みを進めている。 一方で、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保および育成に関する方針、人員体制についての具体的な計画は十分に整備されていない状況である。今後は、明確な方針と計画を策定したうえで、計画的に人材を確保・育成し、適切な人員体制を維持する取り組みが期待される。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	組織として「期待する職員像」を明確に定め、職員に配布するとともに、職員会議などで提示し、理解を深める取り組みを行っている。また、職員の意向や意見については、面談や日常的なコミュニケーションを通じて把握し、働き方やキャリアアップに関する相談に応じるなど、職員自身が将来設計しやすい体制づくりに努めている。 人事に関する基準については、文書として整理された明確な定めが十分とはいえず、運用においては職員の裁量により対応されている状況が見られ、文書等による体系的な周知が十分とは言えない。今後は、明確な人事基準を設定し、それに基づいた職務に対する成果や貢献度の評価を適切に実施することが求められる。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	年度末には、次年度の就労形態や職員の意向について、全職員との面談を通じて聴取を行い、働きやすい環境づくりに努めている。職員一人ひとりの家庭事情や体調を考慮するとともに、有給休暇の希望を踏まえたシフト作成にも配慮している。 職員の有給休暇取得状況や時間外労働のデータは施設長を中心に管理され、勤務時間の延長が発生した場合には、他の日でシフトを調整するなどの措置が講じられている。 相談窓口については、職員会議での口頭による周知や面談の機会は設けられているものの、文書等による明示的な周知が行われていない状況が見受けられる。今後、周知方法の工夫や継続的な情報提供を行うことで、より利用しやすい体制づくりに繋げることが期待される。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	組織として「期待する職員像」を明文化しており、職員一人ひとりが設定した目標をもとに、年度途中および年度末に施設長との面談を実施し、進捗状況の確認やフィードバックが行われている。 職員の目標設定においては、目標項目や目標水準が明確に定められていない状況である。今後は、目標項目や達成水準を整備し、計画的かつ具体性のある目標設定が行われることが期待される。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	職員の研修については、施設長が主体となり、年間研修計画を立案している。施設内研修、施設外研修の両方を計画に盛り込み、職員の専門性向上や資質の向上に資する充実した研修計画の策定に努めている。また、研修内容や計画は定期的に見直され、職員のニーズや施設の状況に応じた改善が図られている。研修計画には、必要とされる専門技術や専門資格も明示されており、職員が自らの研修目標や取得すべき資格を把握しやすい体制となっている。	

Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況は施設で把握されており、新たに取得や変更があった場合には随時情報を更新している。職員一人ひとりが積極的に研修に参加できるよう、研修計画の策定にも留意し、職員が希望する研修には勤務調整等により参加しやすい体制を整えている。また、研修受講後には報告書を提出し、職員間で学んだ内容や情報を共有する体制が整えられている。 新任職員に対しては、主任が中心となり日常的な指導を行っているが、施設全体としても教育体制を整え、組織的に支援・指導を行うことで、職員全体の専門性向上や保育の質の維持・向上に繋げている。	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
(コメント)	今現在は、実習生の受け入れは見られないが、2023年と2022年には各1名ずつ受け入れを行っていた。実習生には事前の打ち合わせを実施し、デイリープログラムを用いての説明や、施設の目標などを丁寧に伝えている。実習で入るクラス担任との打ち合わせも行い、子どもの様子に関する詳細情報やクラス目標なども説明し、子どもたちとの信頼関係をいち早く築けるように支援している。今後は、専門職の研修・育成に関する基本姿勢の明文化をした上で、マニュアルの整備を行い、指導者に対する研修を実施するなど、幅広い取り組みが望まれる。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	法人および施設ではホームページを活用し、理念や基本方針をはじめとして保育内容や決算情報、苦情の有無など様々な情報を公開している。だが、事業計画や事業報告、各施設単位での予算や苦情・相談体制の公開は見られない。また、地域に対して印刷物や広報誌を作成して配布するなど幅広い取り組みおよび、第三者評価の定期的な受審等が求められる。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	事務や経理、取り引きなどに関するルールと職務分担、権限、責任については、採用時および職員会議等で説明を適宜行っている。また、監査結果と決算報告に関しては、全体会議で全職員に対して口頭による周知を行っている。 一方で、税理士による監査支援は、監査実施後の事後的な確認に留まっている状況である。事前相談や、その他の外部専門家による経営改善支援、内部監査の実施については、今後の充実に向けた検討の余地がある。現時点で大きな改善指摘はないものの、監査体制の仕組みとしては限定的であることから、公正かつ透明性の高い適正な経営および運営に向け、更なる取り組みが期待される。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	施設では、毎年警察署・消防署・郵便局などを訪問し、子どもたちが地域の仕事を理解できるよう丁寧な説明を受ける機会を設けている。地域の祭りや防火・防犯教室、施設見学など多様な体験を実施し、高齢者施設では七夕飾りの寄贈や、子どもたちによる演奏を通じた世代間交流も行っている。また、職員による区民祭りのボランティア参加など、地域連携への取り組みが進められている。一方で、地域との関わりに関する基本的な考え方の文書化は確認されず、今後は方針整備と体系的な取り組みが期待される。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	コロナ禍以前には地域の中学生ボランティアを受け入れていたが、現在は実施されていない。学校から要請があれば再開する意向がある。受け入れ時には学校と協議し、事前説明や留意点の共有など丁寧な調整が行われている。今後に向けてボランティア受け入れに関する基本姿勢の明文化と、マニュアル整備を進める用意がある。また、地域の学校教育等への協力の基本姿勢についても明文化されるよう望む。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	施設は地域施設の連絡協議会に加盟し、定期会合を通じて子育て支援や防災に関する情報交換を行い対応している。また、区役所と虐待の疑いがある家庭に関する情報共有を行い、連携体制を構築している。一方で、個々の子どもや保護者に対応可能な社会資源を整理したリストは作成されているが、内容が十分ではない。今後は、リスト内容の充実や地域の課題解決に向けた関係機関との協働を具体化するなど、発展的な取り組みが求められる。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	職員は地域の社会福祉施設連絡会に参加し、地域福祉活動やイベントに協力している。「住民同士の助け合い福祉連携活動」にも加盟し、職員の研修受講を通じて子育て・防災に関する情報交換が行われている。また、療育関係者が施設を訪れ、担任と意見交換する機会を設けるなど、専門職との連携体制が整えられている。地域との協働を継続しつつ、より体系的な連携強化に努めている。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	施設は園庭開放や相談事業をホームページで周知し、地域の子育て支援に取り組んでいる。防犯安全パトロールや子ども110番ステッカーの掲示によって、住民への相談窓口としての役割を果たしている。 一方で、施設にはAEDが設置されていないため、AEDマップの作成と地域共有による活用が求められる。さらに、防災対策や被災時に配慮を要する住民への支援体制など、地域の安全・安心に寄与する幅広い取り組みが今後、期待される。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	重要事項説明書に子どもの人権尊重を明示し、入園時に保護者へ説明している。また、職員には倫理要綱を配布し、職務規程でも倫理責任を示すなど、継続的な周知が行われている。新年度には「子どもを尊重する保育」に関する文書を配布し、理念の共有に努めている。一方で、文化的背景の違いや相互尊重の姿勢について、保護者にも明確に示し理解促進を図る取り組みは十分ではない。今後は、多文化的視点を含む方針提示や説明機会の拡充が求められる。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	就業規則に守秘義務を明記し、子どものプライバシー保護については、施設長からの指導や研修を通じて職員の意識向上が図られている。おむつ交換、着脱、水遊び、身体測定などの場面では羞恥心への配慮が行われ、丁寧な対応が見られる。しかしながら、環境面の工夫は十分とは言えず、今後はパーテーションの活用や空間の分けとといった、より一層の行き届いた保育環境づくりが期待される。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
(コメント)	2025年度は初めて合同見学会を開催しつつ、個別見学にも柔軟に対応している。見学は随時受け付け、施設長や主任など、経験豊富な職員が案内を担当し、質問や子育ての悩みにも丁寧に応じている。一方で、理念や基本方針、保育内容などを紹介する資料は、施設連絡会や特定の会合のみに設置している状況であり、一般の保護者が入手しやすい体制には至っていない。公共施設など多くの住民が利用する場所への設置を含め、広い周知が求められる。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	入園説明会や新年度開始時には、重要事項説明書に基づき丁寧な説明を行い、署名・捺印によって同意を得ている。変更事項が生じた際には掲示物で知らせるなど、情報提供への工夫が見られる。しかしながら、保育内容の変更時には、よりわかりやすい資料作成や説明手法の工夫、同意内容の書面化など、保護者が安心して理解できる仕組みの強化が期待される。保護者参加型の情報共有のあり方について、更なる取り組みが求められる。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	退園・転園時には、保護者や転園先からの求めに応じて速やかに保育要録を提供し、問い合わせにも丁寧な対応に努めている。しかし、利用終了後の相談窓口や担当者の案内を行う仕組みは整備されておらず、文書での周知や明確な相談体制の掲示は見られない。今後は、相談方法や連絡先を示した案内文書の配布、相談担当者の明確化、周知方法の工夫など、継続的な支援に向けた環境整備が求められる。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	保護者アンケートを実施し、意向や要望を把握したうえで、親子遠足を実施するなど満足度向上に努めている。個人懇談や年1回の保護者会では、全職員が参加し自己紹介やクラス目標の共有を行い、利用者との信頼関係の構築に取り組んでいる。保育参観でも保護者との対話の機会を設けるなど、多面的なコミュニケーションが図られている。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決窓口を設置し、体制や仕組みをホームページおよび玄関で公開している。苦情解決結果は看板で周知しているが、軽微な内容は口頭対応のみで、重大な苦情は見られず記録や書式の整備は行われていない。苦情内容を踏まえた保育の質向上への具体的な取り組みも見られない。また「重要事項説明書」と「しおり」の記載に相違があり、ホームページでは苦情の有無のみの周知に留まっている。苦情解決手続きの明確化、記録方法の整備、一貫した情報提供体制の確立が期待される。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	玄関に意見箱を設置し、定期アンケートを通して保護者や職員と結果を共有し、要望への回答も詳細に示すなど、意見を出しやすい環境づくりに努めている。また、保護者の相談には都合の良い時間に遊戯室で丁寧に対応するなど、柔軟な体制が取られている。一方で、相談窓口の選択肢や相談方法をわかりやすく示した文書は整備されておらず、保護者が自由に相談しやすい仕組みの明示が求められる。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	送迎時や連絡帳での情報交換を丁寧に行い、必要に応じて電話や対面での相談にも対応している。相談内容は必ず施設長が把握し、対応方針を決定した上で職員が返答している。また、重要度や緊急性の高い案件はミーティングや職員会議で共有されており、連携体制が整っている。しかし、相談対応のマニュアルは整備されておらず、今後は相談対応手順の文書化と定期的な見直しが期待される。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	事故防止マニュアルを策定し、職員への周知を行うとともに、ヒヤリハットノートの活用や社会的事件・事故情報の収集と伝達に努めている。一方で、リスクマネージャーの選任やリスクマネジメント委員会の設置など、組織的な安全管理体制は十分とは言えない。今後は、リスクに対する組織的な監視・検討体制の構築と運用が求められる。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症マニュアルを策定し、施設内研修や職員会議で定期的に読み合わせと内容の見直しを行っている。大阪市の感染症情報システムを活用し、日々の報告や情報共有を行うとともに、集団感染時の保健所連絡・立て看板による掲示を徹底している。感染症対策は栄養士を中心に実施し、玩具・設備は日々消毒し、夏季には太陽光を利用するなど、工夫した取り組みが見られる。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	危機管理マニュアルに災害対応を明記し、深刻な事故や災害に備えてBCP(事業継続計画)を作成・更新している。近隣の消防署・警察署と連携し、年1回の通報訓練、年2回の消火・防犯訓練などを実施している。また、大阪市へ非常災害対策計画および計画報告書を年1回提出しており、行政との連携も図られている。地域住民との協働防災などを含め、より広い視野での取り組みの発展が図られている。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	c
(コメント)	施設長は日々の保育カリキュラムを確認し、実施状況や考察、改善点について適宜指導を行っている。研修やSNSから得た新たな情報を保育内容に取り入れ、保育士の質の向上に努めている。 「新年度に向けての確認事項」を通じて、職員間で保育に関する考え方や留意点の共有が図られていることは確認できる。一方で、当該資料は年度初めに周知される性質のものであり、日常の保育実践における標準的な実施内容や手順について、マニュアル等として体系的に整理・文書化されている状況までは、書面上から確認することが難しい。今後は、標準化に関する取り組みやその運用状況が、第三者にも確認可能となるよう、資料の整理や可視化の工夫が望まれる。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
(コメント)	年度末や必要時に各種保育マニュアルの見直し、評価、反省を行っており、職員会議や保護者アンケートの意見が反映されやすい仕組みが整えられている。しかし、標準的な保育の実施方法が明確に文書化されておらず、それを前提とした評価・見直しの仕組みには至っていない。今後は、標準的な保育手順を明確化したうえで、それに基づく評価体制の構築によって、より安定した保育の質向上が望まれる。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	指導計画は各クラスの担任が作成し、施設長が指導や修正を行ったうえで完成したものを全職員にコピーしたものを配布し共有している。また、年に1回の巡回指導において、配慮が必要な子どもや気になる子どもへの助言を受け、その内容を反映して指導計画に活用し保育の提供がなされている。 子どもや保護者のニーズはアンケートや連絡帳、懇談等で把握され職員間で共有されているものの、個別の指導計画等に明示されていないため、反映状況の確認が十分でない状況である。今後は把握したニーズを個別の指導計画等に明示し、それらを踏まえた計画の作成がなされることを期待する。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	担任・主任・施設長が定期的に指導計画の評価・見直しを行い、その結果を次期計画に反映する体制が整っている。また、計画を緊急に変更する場合は関係職員へ口頭で周知して対応している。しかしながら、個別の指導計画等に子どもや保護者のニーズが明示されていないため、指導計画の評価・見直しにおいて、ニーズに対して適切に対応できているかや達成状況の確認が十分に行えない状況である。今後は、把握したニーズを個別の指導計画等に明示し、それをもとに評価・見直しが行われ、適切な対応や成果の確認がなされることを期待する。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	子ども一人ひとりの発達状況や生活状況は、学期ごとに児童原簿に記録され、日々の保育の実施状況は日誌や個別指導計画等に記録している。記録内容や書き方に差異が生じないよう、職員は年1回の外部研修に参加するとともに、施設長から直接指導を受けている。また、個人の記録は性差や発達状況に留意し、一人ひとりの成育や個人差に配慮して作成されている。これにより、保育の実施状況の適切な記録と職員間での共有化が図られている。	

	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	c
(コメント)	子どもの個人情報等が記載された書類は鍵付き書庫に保管され、鍵は施設長が管理しており、必要に応じて施設長の許可を得て使用している。記録管理の責任者は施設長であり、職員会議において施設長から個人情報保護に関する取り扱いの説明が行われている。 子どもの写真は園だよりや施設内掲示等のドキュメンテーションに限り使用し、保護者には口頭で同意を得ているが、今後は同意書を取得する方向で検討している。また、個人情報保護規程が未策定であるため、子どもの記録の保管場所や方法、取り扱い、保存・廃棄、情報漏洩防止策等を定めて職員に周知することを望む。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A-1-（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	新年度には、施設長が児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針、保育の基本原則をもとに、施設が大切にしている理念や保育方針の意図を全職員へ丁寧に説明し、紙媒体でも内容を配布し理解を深める取り組みを実施している。また、子どもの心身の発達の課題や家庭環境、地域の実情を踏まえ、理念を日々の保育へどのように生かすかを職員間で協議し、その結果を施設長が全体的な計画として整理し、施設運営の基盤となるよう反映している。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
（コメント）	全室に温湿度計を設置し、担任が換気や空調設備を用いて室温や湿度を適切に調整するとともに、日差しが強い場合はブラインドで採光を調整するなど、子どもが心地よく過ごせる環境整備に努めている。施設長も定期的に見回りを行い、必要な改善を指示している。また、衛生面では清掃や消毒の計画を定め、栄養士が中心となって全職員へ周知徹底している。しかしながら、一人ひとりが落ち着いて過ごせる空間の確保は十分でなく、子どもが静かにくつろげる環境や、少人数で集中できる環境づくりが求められる。	
A-1-（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	子どもの発達状況や発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの個人差を把握し尊重した保育に努め、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう丁寧に関わっている。また、理解度の差にも配慮し、言葉のみでは理解が難しい子どもに対しては、カードや絵などの視覚的な媒体を用いて説明することで、全ての子どもが内容を理解しやすいよう工夫し、子どもの状態に応じた保育の提供を行っている。	
A-1-（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	基本的な生活習慣を身につけられるよう、子どもが理解できる言葉で寄り添いながら一つひとつ丁寧に教え、全員一律の対応ではなく、一人ひとりの主体性や発達状況を尊重した援助を行っている。また、できたことを具体的に伝えることで達成感や意欲に繋がるよう支援している。 午睡やトイレトレーニングについては家庭との連携を大切にし、連絡帳や口頭での情報共有を徹底することで、施設と家庭が共通理解のもと、円滑に取り組める環境を整えている。	
A-1-（２）-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
（コメント）	設定保育後の発散や集中を要する活動前に戸外活動を取り入れるなど、活動にメリハリをつけ、子どもが意欲的に楽しめるよう工夫している。1日の中で少なくとも1回は戸外活動の機会を設け、自然との触れ合いを通して感性を育てている。また、戸外活動や社会見学等を通じて、施設内外での行動の違いや交通ルール、集団の中での決まりごとなどを伝え、社会的な態度やルールの理解に繋げている。 一方で、玩具は子どもの要望に応じて提供しているものの、自由に手に取れる配置とはなっていないため、子どもが自主的・主体的に遊ぶことができる環境づくりが進められることを期待する。	

A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
（コメント）	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう、午前の設定保育開始前に必ず連絡帳を確認し、保護者から得た情報をもとに子どもの体調や生活リズムを把握し、体調がすぐれない場合にはデイリープログラムを柔軟に調整している。また、午睡に向けては着替えが終わる頃に一度消灯するなど、視覚的な環境調整を行い、睡眠への自然な移行を促している。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
（コメント）	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう、家庭では見受けられない遊びや行動が施設で見られた際には保護者に丁寧に伝え、家庭でも意識して関わってもらうことで経験が広がるよう促すなど、施設と家庭が連携して子どもの意欲や、やる気を支えている。また、2歳児クラスでは進級後の生活に見通しが持てるよう、幼児クラスへの探検や一緒に給食を食べる機会を設け、安心して次の成長段階へ移行できるよう環境を整え、保育の内容や方法に配慮している。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
（コメント）	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう、子どもの特性を生かし、やりたいことや得意なことを伸ばせるよう促している。例えば、一人の子どもが始めたミサンガ作りが、担任とのやり取りを通して他の子どもへと関心が広がり、活動が発展していく姿が見られている。また、子どもたちの育ちやこれまで取り組んできた活動については、区民まつりでの作品展示や地域の方への笹飾りの提供などを通して伝える工夫を行い、達成感や社会との繋がりを感ぜられるよう配慮した保育を行っている。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
（コメント）	障がいのある子どもが安心して生活できるよう、玄関や保育室内の段差を解消し、車椅子利用が可能なトイレを設置するなど、バリアフリーの環境整備を行っている。これまで障がいのある子どもの在籍はないが、配慮が必要な子どもについては保護者との情報共有を緊密に行い、必要に応じて関係機関との連携を図っている。また、発達が気になる子どもに対しては、違いは個性であることを子ども同士の関わりの中で伝え、互いを理解し尊重する気持ちが育まれるよう配慮した保育を行っている。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
（コメント）	それぞれの子どもの在園時間を考慮し、年齢の異なる子どもが一緒に過ごす延長保育の特性に配慮した環境整備を行っており、異年齢ならではの関わりや遊び方を意識した遊具の提供を行っている。人数が多い場合には、乳児は畳のスペース、幼児は隣接するスペースで自由遊びを行うなど、発達段階に応じた空間の使い分けを工夫している。また、職員はそれぞれの子どもの様子に目を配り、安全に安心して過ごせるよう配慮しながら、保育の内容や方法を柔軟に調整している。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
（コメント）	小学校との連携や就学に関する事項を計画に位置付け、それに基づいた保育を行うとともに、近隣小学校からの依頼により年1回交流授業に年長児が参加し、就学への見通しが持てるよう配慮している。また、保育所児童保育要録を作成・提出し、小学校からの質問に対しては担任や施設長が丁寧に対応するなど、円滑な接続に努めている。今後は、職員と小学校教員との意見交換や合同研修等を通じて、就学に向けた連携がより一層図られることが期待される。	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

b

(コメント)

送迎時や連絡帳などを通して日常的に健康観察を行い、子どもの健康状態を把握するとともに、体調の変化が見られた場合には速やかに保護者へ連絡し、お迎えを依頼するなど、適切な対応を行っている。また、既往歴や予防接種の状況については「家庭調査票」により把握し、必要に応じて保護者へ聞き取りを行い追記している。さらに「保健健康年間計画」を作成し、計画的に健康管理に取り組んでいるが、今後は子どもの健康管理に関する対応を明確にするため、マニュアルの整備が求められる。

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

(コメント)

健康診断は年2回、歯科健診および眼科健診は年1回実施し、それぞれの結果を記録として残すとともに、関係職員へ周知している。全園児に特記事項がない場合には立て看板で結果を掲示し、伝達事項がある場合には個別に保護者へ周知するなど、適切な情報提供を行っている。また、健診当日に欠席した子どもについては、後日家庭で受診してもらい、結果の提出を受けている。さらに、歯みがき指導や手洗い指導を日常の保育の中で行い、健診結果を踏まえた健康づくりに生かしている。

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

a

(コメント)

アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもについては、入園時にアレルギー調査票や検査結果の提出を受け、栄養士と保護者が情報共有を行ったうえで、医師の指示に基づいたアレルギー対応食を提供している。入園後も定期的な検査を依頼し、結果を踏まえて保護者と相談しながら内容の見直しや変更を行っているほか、申請がない場合でも給食後の様子から疑わしい点が見られた際には、保護者に通院を依頼している。また、献立は事前に保護者と確認し署名を得るとともに、食後は着替えや動線に配慮し、他の子どもにも分かりやすく説明するなど、安心して過ごせるよう対応している。

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

a

(コメント)

食事を楽しめるよう、子どもの当日の様子や状況に応じて席次を工夫し、壁側に向けて落ち着いて食べられる配置や、子ども同士の顔が見える配置にするなど、環境調整を行っている。また「食育の年間計画」を作成し、ミニトマトやオクラ、枝豆などの栽培活動をはじめ、三色食品群の理解や内臓の模型を用いた食べ物の消化の仕組みを伝える取り組みを行い、体験を通して食への関心や理解が深まるよう配慮した保育を行っている。

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a

(コメント)

子どもがおいしく安心して食事ができるよう、栄養士が日常的に給食の様子を確認し、職員とのミーティングや日々の会話を通して、子どもたちの発育状況や食事の進み具合等を共有している。これらの情報をもとに、毎月の献立内容や調理方法に工夫を加えている。また、給食会議は姉妹園の栄養士と合同で行い、献立内容や食材の切り方等を統一することで、安定した食事提供に努めている。献立には旬の食材を積極的に取り入れるとともに、節分のいわしのつみれ、十五夜の里芋料理、七草粥などの行事食も取り入れ、食文化への関心を育んでいる。さらに「給食衛生管理マニュアル」に基づき、衛生管理を適切に行い、安全な食事提供を実施している。

評価結果

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

(コメント)

連絡帳や送迎時のやり取りを通して、子どもの日々の様子やできたこと、成長の過程を具体的に保護者へ伝え、施設と家庭が子どもの育ちを共有しながら喜び合える関係づくりに努めている。また、製作物を廊下や保育室に掲示し、子どもや保護者の目に留まりやすい環境を整えることで、日常の保育内容や子どもの取り組みが自然に伝わる工夫がなされており、家庭との継続的な連携によって子どもの生活の充実を図っている。

A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

a

(コメント)

連絡帳や送迎時の対話を通して、担任が子どもの日々の様子を丁寧に保護者へ伝え、子育てに関する不安や疑問がある場合には、別途時間を設けて相談に応じるなど、きめ細かな対応に努めている。また、送迎時に担任と対面でのやり取りが難しい保護者に対しては、連絡帳の記載内容を特に充実させることで情報共有を図り、家庭との信頼関係を大切にしながら、保護者が安心して子育てに向き合えるよう支援を行っている。

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

(コメント)

日常的に子どもの視診や持ち物等を丁寧に確認し、気になる様子が認められた場合には速やかに施設長や主任へ報告し、対応策を検討している。大阪府中央子ども相談センターから情報提供依頼があった際には、保護者の状況や保育の実施状況について迅速かつ適切に情報提供を行っている。施設長からは職員会議等を通じて、虐待防止や人権擁護に関する説明が行われ「虐待防止マニュアル」も整備されているが、今後はマニュアルに基づいた研修を実施し、職員一人ひとりの理解と対応力を高める取り組みが求められる。

評価結果

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

(コメント)

職員は年1回「保育所自己評価チェックシート」を用いた自己評価を実施するとともに、日頃の保育を振り返る各種アンケートにも随時取り組み、その結果は集計のうえ職員へ還元されている。また、施設長や主任が日常的に保育実践の様子を把握し、気になる点については個別または全体で助言や指導を行い、職員からの疑問に対しても丁寧な説明を行っている。今後は自己評価の結果を職員間の学び合いや意識向上に繋げるとともに、施設全体としての自己評価へ発展させる仕組みが構築されることを期待する。

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助

A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	就業規則に体罰や不適切な保育の禁止を明記するとともに「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を全職員が実施し、年度当初にはより良い保育に向けた施設としての方針を配布して周知を図っている。不適切な対応の兆しが見られた場合には、施設長が速やかに指導を行い、その後も継続的に状況を確認するなど、体罰等の防止と早期発見に向けた取り組みが行われている。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	勢至学園保育所 在園児の保護者
調査対象者数	42人（世帯） 有効回答数 42人
調査方法	アンケート調査（無記名方式）

利用者への聞き取り等の結果（概要）

アンケート調査の回収率は100%だった。
20項目中17項目が「はい」「いいえ」などの選択項目、3項目が自由記述。

17項目中
3項目が100%の肯定評価
11項目が90%の肯定評価をしている。
全体的に見て良好な結果と言える。

《自由記述》では、
「挨拶や感謝の大切さを教えてくれたり、先生方への報連相もしっかりしているので他の方にもお勧めしたい園になります。」
「先生方がとても親切で、子どもが安心して楽しく過ごせる園です。また、子どもも保護者も支えられている温かいコミュニティのように感じます。」
「園の先生方がとても親切で、子ども一人ひとりに丁寧に接して下さるところが特徴だと思います。安心して預けられます。行事が多く、家庭ではできない体験をさせてもらえるのがありがたいです。」

また、サービスに対して
「連絡帳の電子化を検討して欲しい。手書きが手間という訳ではありませんが、電子化すると保育士さんが共通項目を手書きする手間が減るので、その分子どもの個別情報がもう少し聞けるのかなと思ってます。」
「いつも子どもを見てくださりありがとうございます。毎日楽しいみたいで、家でも保育園のお話をしてくれてます。強いて言えば...保育園ならではの写真をもっと撮ってもらえると嬉しいです!（乳児が乗るベビーカーなど）これからもよろしくお願いします。」
などの声も寄せられた。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等